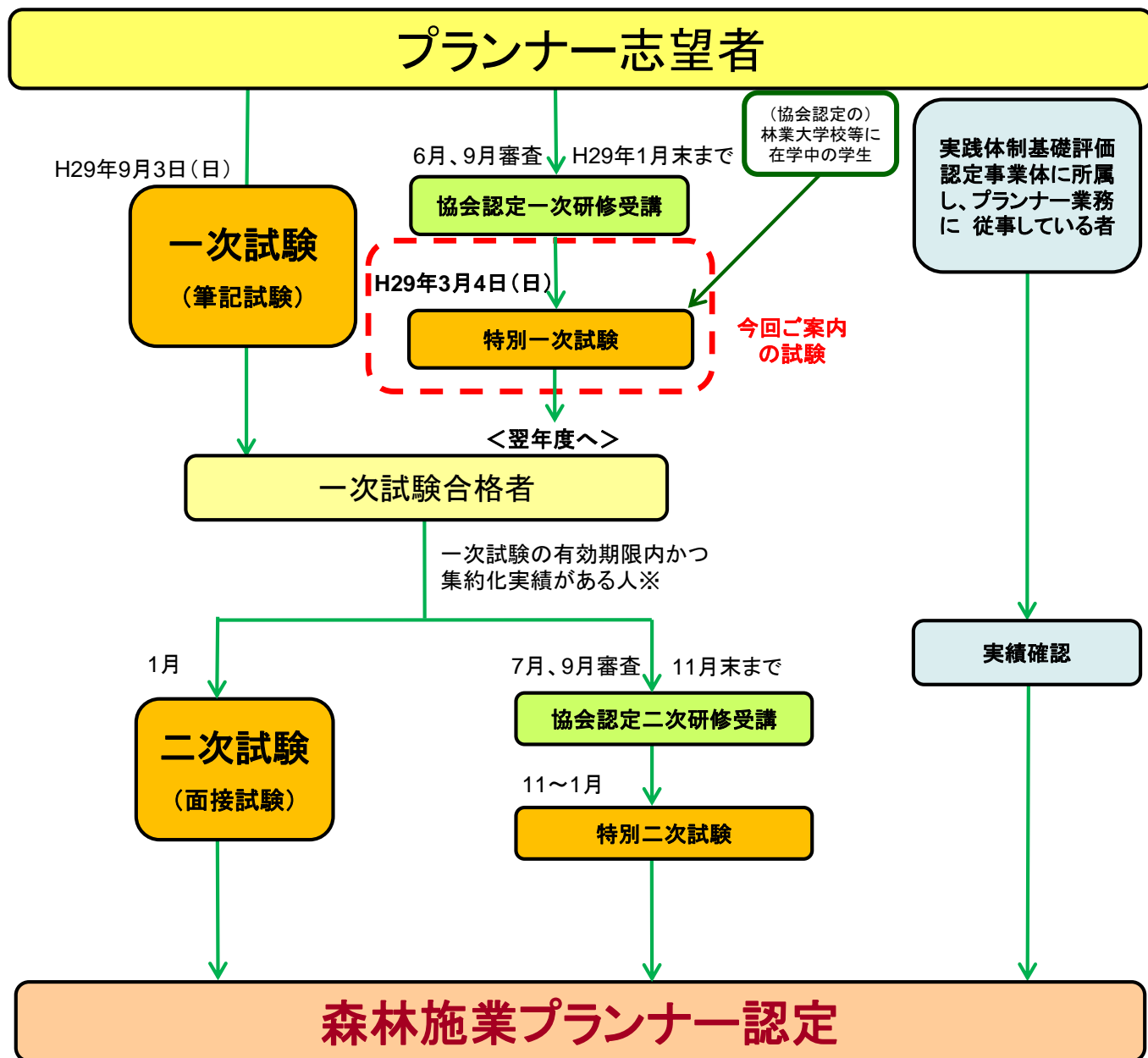


# 平成29年度森林施業プランナー認定取得ルート一覧



※ 協会認定一次研修受講者が、9月の一次試験を受験することは可能です。仮に一次試験に不合格の場合、改めて3月の特別一次試験を受験できます。(受験料は都度支払う必要があります。)

※ 過去に協会認定一次研修を修了した者は、自都道府県において特別一次試験が行われる場合に限り、特別一次試験を受験できることとします(協会認定二次研修および特別二次試験についても同様)。

※ 特別一次試験の募集案内は、協会認定一次研修の研修実施主体等を通じて行います。  
なお、特別一次試験は3月に実施されるため、特別一次試験の合格者は翌年度以降の二次試験または特別二次試験を受験することになります。